

# 平成26年6月定例会 常任委員会

## 商労文教委員会

委員長名	長尾トモ子
委員会開催日	平成26年6月26日(木)、27日(金)
所属委員	〔副委員長〕 丹治智幸 〔委員〕 椎根健雄 宮本しづえ 小林昭一 水野さちこ 古市三久 杉山純一 三村博昭



長尾トモ子委員長

- (1) 知事提出議案：可 決…6件  
：承認…1件

[※知事提出議案はこちら\[PDF\]](#)

- (2) 議員提出議案：可 決…5件  
：否 決…3件

[※議員提出議案はこちら\[PDF\]](#)

- (3) 請 願：採 択…1件

[※請願はこちら\[PDF\]](#)

## ( 6月26日(木) 企業局)

宮本しづえ委員

損益計算書中、平成25年度の経常損失が46億8,100万円で、大部分は工業の森・新白河B工区売却に伴うものと思うが、その内訳を説明願う。

次に、26年度から新会計基準が適用され、不動産評価をして簿価と時価の差が特別損失となり、26年度では51億円だが、その内訳を工業団地別に一覧表で資料提出願う。

経営企画課長

平成25年度における経常損失の内訳であるが、工業の森・新白河B工区が約33億5,000万円、新白河ライフパークが約8億8,000万円、田村西部工業団地と新白河ビジネスパークを合わせて約1億6,000万円となっている。

次に、評価損であるが、工業の森・新白河A工区が約25億6,000万円、田村西部工業団地が約1億9,000万円、C工区が2億2,000万円、新白河ビジネスパークが約15億2,000万円となっている。

長尾トモ子委員長

詳しい内容については、後ほど資料提出願う。

宮本しづえ委員

かなり大きな損失が出ており、特に、三菱ガス化学(株)に売却した部分の損失の補填をこれからどうするのか大変気

になる。

今回は平成25年度に不動産鑑定評価をしたので、実際の簿価と時価の差額がわかった。26年度から特別損失を計上することだが、不動産の評価は経済情勢等により絶えず変動すると思う。どのくらいの間隔で評価を見直すのか。毎年評価額が変わるのか。

次に、企業会計として欠損をそのまま引きずるのか問われるが、今後どのような方法で穴埋めをするのか。

次に、これから計画をどのようにするのか、現時点での考え方を聞く。

経営企画課長

評価見直しの期間であるが、原則として毎年1回、現在の評価額で見直しを行う。

宮本しづえ委員

毎年評価し直すのか。

経営企画課長

毎事業年度末に評価することが原則であり、変更がなければそのままの額となる。

企業局次長

184億円の累積欠損という大変大きな金額となっており、このことに関しては、2月定例会で答弁したように、これまでの経営状況や経済効果を県民に説明しながら、どうしても一般財源の繰り入れ等も視野に入れながら考えざるを得ない。

その前に経営努力が大事であると考えており、現在、企業局内でどのようなことができるのかいろいろ検討している。少しでも累積欠損を減らしながら、どうしても一般財源からの繰り入れが必要な場合は、関係機関とも打ち合わせながら進めたい。

宮本しづえ委員

評価方法であるが、毎年度末の時価での評価は、誰がどのような形で評価して計上するのか。不動産鑑定評価であれば、その経費が毎年かかる。大きな変化がなければ3年ごと、5年ごとにすることも考えられるので、評価方法を詳しく説明願う。

次に、新白河B工区で33億円の欠損が生じたが、要した経費が約60億円なので、半分以下の値段で売却したこととなる。その分は、その企業を誘致したことにより地域経済の活性化に寄与してもらおうという政治判断をしたと思うが、それを企業局が全て背負って、この赤字をどうするのか。なかなか大変なことであり、企業局だけがずっと赤字を持ち越すことがないよう、何らかの仕組みを考えないと、企業局としてはやり切れない。

経営努力すると言っても、要した経費より安く売却すれば、欠損金が発生するのは当たり前であり、実際にこれだけの大穴がある。これからも同様の事例が出てくると思う。県の復興の一事業として位置づけ、何らかの事業として考えることも検討しないと、企業局だけでは処理し切れない。

そこで、四倉工業団地について、企業との間で、新白河B工区のようにオーダーメイドができるよう既に話が進んでいるような状況はあるか聞く。

販売推進課長

四倉2期については、方法としてオーダーメイドで造成等の事業を考えているが、具体的な企業からの引き合いはない。

経営企画課長

先ほどの土地評価だが、毎年度の評価は、固定資産税評価額を参考として行う。

不動産鑑定評価は、地方公共団体財政健全化法により3年に1回と定められている。

宮本しづえ委員

今回の損失額は、時価で評価したものと思うが、固定資産税評価額との関連はどのようになっているのか。

経営企画課長

不動産鑑定評価は3年に1回、毎年の評価は、固定資産税評価額を参考にする。

古市三久委員

昨日の本会議において四倉工業団地の話があった。商工労働部が所管かもしれないが、四倉工業団地の道路等を含めて商工労働部長が国に財源を求めていくとのことであった。

造成する場合、中の道路は必ず整備しなくてはならず、企業局の予算とするものとする。これまでに委員会で何回か質問したが、四倉工業団地は入り口が1つしかない。全体的な造成をすれば、工業団地へのアクセス道路が1つだけでいいのかという問題がある。

四倉工業団地を造成した当時、経済情勢等により半分にしたが、全体的な造成をする場合には、もう1つアクセス道路を整備するという話もあった。

避難道路などのさまざまな問題がある中で、工業団地を造成して完売できるかどうかは別としても、アクセス道路をもう1つ整備する必要があると思うが、県が考えるのか、市が整備すべきなのか。

市がやるにしても原子力災害に伴って、双葉郡の方々の仮設住宅や店舗等がある状況を考えても、何らかの支援をして、もう1つのアクセス道路を整備する必要があるのではないかと。

そもそも、企業局の管轄ではないのか。あるいは企業局でも1つの考え方があるのか。国へも要望して財政的な支援を受けて整備すべきと思うが、考えがあれば聞く。

企業局次長

アクセス道路は基本的には市道であるが、企業立地上、大変重要な意味も持ってくる。

昨年度の基本設計をもとに、いろいろな役割分担などをいわき市と詰めていくことになると思うので、その中で協議して検討したい。

古市三久委員

よろしく願う。

次に、好間中核工業団地に火力発電所を整備するとの新聞報道があった。そうすると、工業用水が大量に消費されることとなるが、県はどのような情報を得ているか。どのような方向であるのか説明願う。

工業用水道課長

好間中核工業団地の火力発電所事案については、現在、環境影響評価（環境アセスメント）の手続に入ったという新聞報道もあり、県も公告している。

また、工業用水について、その企業から事前に相談があり、好間工業用水道は、現在の能力の中で新たに給水可能な量が約6,500m<sup>3</sup>/日くらいという話はしている。

環境アセスメントの事業計画の中でも、水については工業用水道及び上水道で対応することとなっている。これから詳細な事業計画を立てていくと思うが、これから詰めた協議をしていくものとする。

三村博昭委員

局長説明に、「本県の復興と再生を支える役割を果たしていきたい。そのために、経済活動を支える産業基盤整備を担う。」とあった。

これまでも白河地方は、新白河ビジネスパークや工業の森などに企業誘致を進めており順調に来ている。

前回、話題となった計画の一つである地域の開発について質問したときに、地元自治体と連携してPR活動をしているとの説明があったが、今後の見通しについて聞く。

企業局次長

平成24年に、県復旧・復興本部会議の中で、2つほど検討する工業団地として、川俣と矢吹が上がっている。本部会議の中でも話が出ているが、県や近隣市町村の工業団地にも配慮しながら検討を進めるとなっているので、そのあたりの状況を見ながら今後ともいろいろ検討したい。

三村博昭委員

矢吹の話が出たが、平成22年に大きな話題となった。途中で中断したが、その後に地元自治体と共同でセールス活動に取り組むとなった。

そこで、そうした一連の活動がどのように進められてきているのか説明願う。

企業局次長

その件については、商工労働部といろいろ協議しながら、できるところからやっているところである。

三村博昭委員

できるところ、できないところはどこで判断するのか。

企業局次長

失礼した。商工労働部や地元市町村と連携を図りながら、PR活動等に取り組んでいるところである。

## ( 6月26日(木) 商工労働部)

宮本しづえ委員

県立医科大学に建設されるふくしま国際医療科学センターについて聞く。

商工労働部としては、全体建設費のうちアロケーションで計算している部分があるとの説明であった。どの部分がアロケーションで、商工労働部分は何%で計算するのか説明願う。

今度の入札不調で、債務負担行為の大幅な増額が行われた。結果的に、そこまで増額しなくても落札できたこと自体はそれでよいが、商工労働部分について、単純にアロケーションで計算すれば、もう少し減額となってもよいと考えるが、どうか。

医療関連産業集積推進室長

ふくしま国際医療科学センターは、A棟からD棟まで4棟を建設することとなっている。そのうちのA棟の中に医療一産業トランスレーショナルリサーチセンター（TRセンター）が建設される。

そのA棟は地下1階、地上9階建ての建物であり、地下1階から地上5階までがTRセンターの専有面積となる。6階から9階までが、医療の人材育成及び先端臨床研究センターの機能で使われる。商工労働部のアロケーションとしては、全10階のうち、地下1階から5階部分までの6階分について支出することとなっている。

建物全体の建設費は、入札で約50億円に固まったところであるが、そのうちの約6割、30数億円を商工労働部で負担しており、平成26年度は、その半分の約18億円を支出予定である。

宮本しづえ委員

今回の入札では、A棟単独で入札したと考えてよいか。

医療関連産業集積推進室長

A棟はA棟、B・C棟は、B・C棟で一括、D棟はD棟で入札が行われた。

三村博昭委員

関連であるが、TRセンターの内容を見ると、今回の専決処分による補正総額は70億円近くだが、A棟に限ればそれほど伸び率の高い補正ではない。債務負担行為の全体では32.6%の増額補正だが、この件は13.2%である。ところがA棟の全体事業費が31億9,100万円であるのに対し、実際の債務負担行為の額は35億290万3,000円であるが、この乖離はなぜか。

積算根拠がどうだったのか大事なところだが、これまでに説明があった範囲では、当該事業については、基本計画をもとに予算要求してきたとのことである。従来、本県の事業に対する予算要求は、基本計画をさらに精査して、実施設計、本設計に照らしてされてきたと思うが、この件に限り、なぜ基本計画で予算要求したのか。

部参事兼商工総務課長

通常の算出方法は、委員指摘のとおり、基本設計を1年、次に実施設計を1年やり、それをベースにして本体工事に入るのが基本的なやり方である。

ただし、今回の事案について、商工労働部所管分は基金分もあり、最終年度が5年なら5年とある程度決まっているなど、いろいろな制約がある中で復興のためにも早く整備を進めざるを得ないので、どうしても設計を2～3年かけてやっている状況にはないこともあった。基本設計ではあったが、現在の情勢を踏まえて、債務負担行為の限度額として、できる限り精度の高い320億円で前回お願いした。

今回、商工労働部だけを見ると、債務負担行為の設定は平成25年12月補正でお願いしたところであるが、当然設計段階でそれなりに精度の高い金額を算出して提出したと理解している。

医療関連産業集積推進室長

平成26年2月補正の段階では、資材の高騰等の動きを勘案しながら、予算を組んだが、25年12月補正段階では、昨年の暮れ、その高騰等の動きが我々が想像する以上に非常に急激だったので、2月補正や3月の7号補正になってしまった。

三村博昭委員

参考までに聞く。基本設計か実施設計の中か定かではないが、全体事業費は231億1,900万円で間に合う。これまで補正した中で、債務負担行為の212億8,000万円が、69億5,400万円増額されて282億3,400万円となったが、入札不調後の落札額は220億700万円であり、実質的に足りないと思われた額は十分余った。

ここで、69億5,400万円の中で、かなりの金額が余る。そうすると、全体事業費の対比でいっても、51億1,500万円が債務負担行為の上では残る。今後、これらの計上された予算額は何に使うのか、どのように予定しているか。

部参事兼商工総務課長

債務負担行為の補正なので、限度額でお願いしている。したがって、実際に予算を使う際には、再度議会で諮って歳出予算を組まないと利用できないので、残余分については歳出予算を組まないで残す形で終わる。

三村博昭委員

69億5,400万円の債務負担の補正増には、それなりの基本的な考え方、あるいは基本設計があって、それに基づいて増額したのであれば、それほど余らないと思うが、結果として今の段階では51億円ほど余る見通しである。

このあたり、結果で言うしかないが、予算執行しなければそれでよいという、本県の予算の見積もり方、要求の仕方、そして配当の仕方から見ると、なぜ前例のない方法で予算措置したのか。

部参事兼商工総務課長

なぜこれほど入札との乖離が生じたのかであるが、2月に補正をお願いしたときに、一度入札不調になっている。人件費の高騰、資材費の高騰が過去に例のない、我々も想像がつかないようなことがあって、その分をどうしても見ざるを得なかったという状況の中で、このような結果が生じてしまった。

確かに、それを見通せなかったのかと問われれば、忸怩たる思いはある。ただ、その時点では最善の判断をしたと思っており、結果としてこのようになってしまったことについては申しわけなく思うが理解願う。

三村博昭委員

2月定例会の閉会が3月24日、そして専決による補正増の話が出たのが3月27日であった。その際にも述べたが、一昨年の12月、教育庁事業で資材が12%上昇したので、少なくとも前年の12月の段階では12%程度はやむを得ないと判断したが、12%の数字から見ると、69億円とは成り得ないので、なぜかと疑問に思っていた。しかしながら、実際にはそれで決裁となって、事後説明で済まされている。

3月27日に各会派に連絡した段階で、32%の資材高騰を予定していた。他の土木、農林関係事業にも共通することであるが、資材等がそこまで高騰しているという判断は、実施設計あるいは基本設計を組んでいけば、市場単価も調査した上でのことであろうから、ここまでなり得ないと思っていたが、現実にはそうってしまった。

今後は予算執行面で、十分精査して適正な予算執行をしてもらいたい。国からの交付金とはいえ、それは国民の税金と見なければならぬし、行政を執行する立場でも、なけなしの予算を執行するのであれば、当然精査に精査をした上で、予算措置する心づもり、心がけが必要であるので、そのあたり、部長に適切な指導を願う。

商工労働部長

ふくしま国際医療科学センターの件であるが、県立医科大学も日程が大変厳しい中でやっていたとはいえ、我々も含め、12月で予算をお願いし、その後2月で補正もお願いし、さらに2月定例会終了後に専決という形をとったが、この間、我々としてももう少ししっかりやらなければならなかった部分もあると反省している。

今後、事業の執行に当たっては、医大ともしっかり調整・連携をとりながら、とにかく早くセンターを立ち上げることが復興のためになると思うので、しっかりと進めたい。この件についてはおわび申し上げる。

宮本しづえ委員

同じ件について、4月17日に政府交渉をしたときに、余りにも異常な工事費の増額だったので、本県は復興関連で事業者から足元を見られているのではないかと心配をした。そうならばこれは適切ではない。復興予算は税金なので、国も業界団体にしっかり指導する必要があるのではないかと考え、国へ指導を求める要望書を出した。そのとき、資材費はそれほど上がっていないと、国土交通省の担当者が言った。どこで工事費の増となっているか国へ聞いたところ、「全国的に見れば、2月～4月にかけて、それほど大幅な増額ではなく、資材費がそれほど高騰しているわけではない。」との認識であった。国の担当者は、なぜ福島でそのような事態が起こるのか不思議だという印象のやりとりがあった。

復興の期限があり、その期間内にやらないといけないので急ぎ過ぎた気もする。債務負担行為と、実際に入札結果の歩どまりの開きが大き過ぎたということは、それほど資材費を上げなくても、実際には工事ができるということである。前回入札不調は何だったのかとても不思議に思ったし、県がこれほどの額の補正を専決でやる金の出し方は、余りに安易ではないかという印象である。

この拠点は、どうしても重点的にやりたいということがあるから、このようなことになると思うが、他の事業から見れば少し大盤振る舞いとの印象は免れないので、今後は慎重に精査をして取り組んでもらいたい。これは要望である。

長尾トモ子委員長

先ほど、部長答弁もあったので要望とする。

宮本しづえ委員

再生可能エネルギーの拠点として本県を発信したいとして、取り組みを進めている。

先日、いわき市の東洋システム（株）を委員会で視察したが、すごい技術であり非常に感心した。何を県にしてもらいたいか社長に聞いたところ、自分たちの取り組みを行政としてしっかり見て、いろいろな形で応援してほしいとのことであった。先端技術を持っている企業は、大きなところからたたかれたりするので、本当に大変であり、積極的に応援したいという気持ちで視察から帰ってきた。

そこで、先端の技術開発をしている企業をどのようにデータベース化しながら、どのように支援体制を組んでいくのか。県として大きな課題であると思うので、その取り組み状況について聞く。

産業創出課長

いわき市の東洋システム（株）については、消費者庁が実施している中で、バッテリーバレー構想や、ジェネリックバッテリーということで、最先端の技術ではないが、一般的な技術の部分を集めてやっつけようとしている。

県としても、最先端の技術については、再生可能エネルギーの研究会をつくっており、その中に、東洋システム（株）もスマートコミュニティの関係でメンバーに入っている。年3回程度、研究会を開きながら、最先端の県内外の技術の情報交換などを行っている。

また、技術支援では、独立行政法人産業技術総合研究所（産総研）福島再生可能エネルギー研究所ができたこともあり、その産総研との間でも連携している。県内の企業と産総研が一緒になって研究開発を進めていこうということで、ことし

補助金をつくり、県内の企業へいろいろ紹介している。

宮本しづえ委員

県内のすぐれた技術を持っている企業の支援、育成ということ、特に重点的に進めてもらいたい。地元企業としてはそのような思いもあるということをしっかり受けとめて支援体制を組んでもらいたい。

次に、イノベーション・コースト構想が出されており、ロボット開発事業が重要な事業の一環として位置づけられている。既に災害対応のロボット開発は公募して、8月に交付決定するとのことである。

ロボットで一番最初に開発してもらいたいのは、廃炉の関係で、高線量のところでも、故障しないできちんと作動するロボットである。

そこで、災害対応ロボットの開発の視点について、廃炉対応なのか、一般的な災害対応なのか聞く。

産業創出課長

部長説明の中の災害対応等ロボットの開発については、直接的に廃炉や除染等を目的とした補助金ではない。廃炉等は高い技術を要することから、国の補助金は別途予算を組んでおり、今回の災害対応等ロボット産業集積支援事業において、直接的には対象とするものではないが、実際の用途としては、例えば災害対応等ロボットとしてつくったものでも廃炉に使えるもあると思う。

この災害対応等ロボットの研究開発の補助は、地元企業だけではなかなかできない部分もあり、研究開発をする上で県内外の有力企業や大学などいろいろチームを組まなければならない。昨年度からハイテクプラザを中心として、マッチングなどの調整をしてきている。そのような中で、今後公募の中で提案してもらえたと考えている。

宮本しづえ委員

イノベーション・コースト構想は、地元市町村からも要望が大変高く、期待も大きいと聞いているが、具体的に地元はどのような形の産業集積を被災地にしてもらいたいと要望しているのか。また、商工労働部としてはどのように考えているのか。

産業創出課長

ロボット関係については、南相馬市や檜葉町は、復興計画の中でロボット産業の集積を大きな位置づけとしている。特に南相馬市に残っている企業でも、ロボットをつくる上で必要となる要素技術を持っている企業が幾つかある。そのような企業を、県廃炉・除染ロボット技術研究会の中でも支援しながら協力していきたい。

椎根健雄委員

(仮称) 福島県医療機器開発・安全性評価センター(安全性評価センター)整備予定地の隣接地に予定されている J R 新駅周辺の開発計画について詳細を説明願う。

医療関連産業集積推進室長

J R 新駅であるが、磐越西線と内環状線の交差する安全性評価センター建設予定地のすぐ脇につくる動きがある。この計画が正式に固まったのはことしの1月であり、当センターの実施設計がおおむね固まった時点で J R 東日本(株)の構想が出てきて、当センターの実施設計も整合をとるため作業がおくれているところである。

我々も、J R 新駅のイメージはまだ十分に把握していない。敷地のすぐ隣接地にできることまではわかっている。J R 新駅の建設にあわせて、例えば駐輪場や車が回遊するための敷地スペースをどのように配置するかは、まだ正確には決まっておらず、これから設計に入ると聞いている。

古市三久委員

雇用労政課に聞く。雇用はイメージがつくが、労政はどのような仕事内容か。

雇用労政課長

労政は、幅広く言えば働く人たちの扱いだが、現在我々が携わっているのは、法令の普及啓発や、さまざまな問題が出た中での相談事業を大きな柱としている。

法令の普及啓発の中では、例えば企業認証制度や実際に企業訪問して普及啓発を図る業務を中心に実施している。

相談業務については、中小企業労働相談員を配置して、専門員による労働相談をしている。

古市三久委員

今電発事故の収束作業をしており、そこで働いている人は、一次下請、二次下請、それ以下もずっとあり、巷ではいろいろなことが言われているが、実際は大変な作業環境の中で働かされて、なおかつ被曝の問題もある。今ブラック企業とか言われている中で、県は働いている人たちに対して何もやっていないのが実態である。

何十年も廃炉作業が継続していく中で、改善していかななくてはならないところが幾つもある。本会議等でも問題として出されており、県が全く無防備であってはならないと思うので、問題を改善できるような仕組みをしっかりと考えてもらいたい、どうか。

雇用労政課長

例えば労働基準法や労働安全衛生法については福島労働局で法律を所管し、取り締まり権限もあり対応している。

また、廃炉の問題については、県としても重要な課題であると考えており、生活環境部で所管する安全衛生の連絡会議には商工労働部も参加している。それらと連携をしながら役割を果たしたい。

古市三久委員

廃炉安全監視協議会に労働問題は含まれているのか。

確かに法律があって、労働基準監督署に指導権があるが、原発が建設されてから何十年も、依然として問題解決はされてこなかった。

さらに、原子力災害が起きて以降、そのような問題が以前より増加している。さまざまな縦割り行政の中で、それぞれのチェック機能があるから、それでよいと考えているかもしれないが、県がしっかりやるべきという立場で述べているので、答弁願う。

商工労働部長

廃炉に携わる労働者の問題だが、先ほど課長が述べたように生活環境部で廃炉安全監視協議会等、廃炉に携わる方の労働条件や賃金の問題などいろいろあるのは承知している。労働基準法、労働関係法令を遵守してもらうことは必要である。

商工労働部でも労働相談所を設けており、労働相談の中で大体が匿名であるが、匿名で出された重要な案件については、このような相談があると生活環境部へ逐次情報提供しながら、現場でこのようなことが労働者側から県に相談があると伝えるとともに、関係法令違反が間違いなく疑われる場合には、本会議でも答弁したが、労働基準監督署への申告を助言する役割もしている。

いずれにしても、廃炉に携わる方々は県民が多い。労働法制について、確かに権限がなく県として手出しできない部分もあるが、どのようなかわり方で、労働者の働きやすい環境をつくるのかも県の仕事なので、しっかり取り組みたい。

宮本しづえ委員

今の部長答弁はそのとおりであるが、労働法制、関連法で守られているはずだということで、国の直轄事務だとして労働局に行ったときに、昨年の段階では、危険手当、特殊勤務手当なども含め、労働局としては、最低賃金が保障されていれば、それ以上は言えないという話があった。

つまり、県内で幾ら危険手当が出ても、最低賃金は現在のところ合わせて8時間で5,400円であり、その金額さえ払ってれば、労働局としては、一応法律上はその企業を問題があるとは指導できないという立場であった。

それはない、余りにもひどいだろうということで、その後、一応危険手当について、除染であれば1万円は保障することとなったが、原発はその危険手当も実は明確でない。除染作業員だけは1万円、今度、帰還困難区域以外は6,600円に下がってしまったが、とりあえずそこは確保する。しかし、今のところそれ以外は最低賃金でよい。

本会議でも、除染作業員について質問したが、労働法制で一応保障されていると思っっているという答弁であった。しかし実態は、設計単価では1万6,000円の労賃を見ても、募集のときは5,400円しか払わないと平気で出している事業所もあ



る。

現場ではそのようなことがあるということを踏まえたとき、除染にしても廃炉作業にしても、そこでしっかり働いてもらい、労働者の権利、賃金がしっかり保障される前提がなければ、本県の復興にはならない。作業員が来なくなってしまふという心配を絶えずしなければならぬ。そのようなことを繰り返しているわけにはいかない。

今までのことでは考えられないことが起きているのだから、それにふさわしい対策を求めるしかない。そのような仕組みを考えるしかない。今までの労働法制では対応できない事態にあるという状況認識をしっかり持ち、国に対しても知事の提案権を使うなどいろいろな方法でやってもらいたいが、どうか。

#### 雇用労政課長

県は指導権限がないので、一般的な話となるが、確かに最低賃金は現在675円である。労働者の雇用契約は、一般的には互いの合意によって成立するものとされており、先ほどの労働局の話も、その一般論の最初の段階であると思う。

そのような原則については、本県だけではなく全国的に同様である。一方で危険手当の金額などに設計額と支給額とで大幅な落差があるので、落差を是正するための指導を実施しているのが労働局のスタンスではないかと思う。

それらを踏まえ、労働局と日ごろから連携をとっているのだから、県としてどのような対応ができるのか検討したい。

#### 宮本しづえ委員

しっかりと検討してもらいたい。

#### 水野さちこ委員

観光交流局長の説明で、4月12日にオープンした日本橋ふくしま館が大変好調であり、来館者が10万人達成とあったが、八重洲にもアンテナショップがある。この日本橋がオープンしたことにより、八重洲の来館者数が現在どのようになっているか、日本橋ふくしま館との絡みなど、八重洲を今後どのようにしていこうと考えているのか。

#### 観光交流課長

八重洲観光交流館であるが、4月に「日本橋ふくしま館」、愛称MIDETTE（ミデッテ）がオープンし、八重洲の実際の入館者数、それから物販の数も少し落ちている。

八重洲は5周年になるが、固定客が結構あることから、ある程度の者数と売上げはキープしている。東京駅のすぐそばで、非常に立地に恵まれていることから、現在も本県に対する観光のアンテナとして非常にうまく機能している。

また、ミデッテに多くの来客があるが、観光に対するPR等について現状のスタッフでうまくできないことも時折見受けられるので、八重洲については、本県への案内機能などを今後強化しながら、本県をどのように首都圏に打ち出していくか検討していく考えである。

#### 三村博昭委員

権根委員の質問と関連するが、JR新駅について聞く。

この新駅及びその周辺の事業への取り組みは、大学側がやるのか、県側がやるのか、JR側がやるのか、そのあたりの方向性はどのようになっているのか。

#### 医療関連産業集積推進室長

JR新駅の建設であるが、JR東日本（株）がみずから行い、その環境整備について郡山市で少し協力するというところで、JR東日本（株）と郡山市が一体となって整備を進めようとしている。

その場所が、旧農業試験場の養鶏分場跡地の一角を占有する形でJR新駅をつくらうというイメージで動いているので、計画では隣接する形で一部養鶏分場跡地まで土地が食い込むかもしれないが、正確には確定していない。

現在設計をJR東日本（株）が主体的に進めており、恐らく今年度末ごろにできるのではないかとされている。

#### 三村博昭委員

先々のことでありわからない部分も多いと思うが、このため安全性評価センターの工事完成時期が平成27年度から28年度となった。

当センターの事業年度が延長された背景に、この問題も含むという説明であったので、今後事業延長とならないようにしっかり郡山市とJR東日本（株）と協議を重ねて、期間内の完了を目指してもらいたい。

商工労働部長

調整に少し時間がかかり、継続費の期間を少し延ばすが、今のところ完成は少しおくれるが、開所は当初予定にそれほどおけないようしっかりと取り組んでいく考えである。

長尾トモ子委員長

そのように願う。

安全性評価センターの周りに農業総合センター畜産研究所養鶏分場があり、非常に精密さが求められる中で、養鶏分場を早く移転できるよう商工労働部からもしっかりと行ってもらいたい。

いろいろな会社、研究機関が注目をしている中で、現状のままでは見苦しく、研究所を持ってくるイメージが湧かないので、そのあたりもあわせてやってもらいたい。

丹治智幸副委員長

戦略という切り口で尋ねる。

まず、部長が説明した医療関連産業の育成・集積について聞く。

医療機器について、開発や事業の面で補助して、安全性評価センター等の基盤をつくり、ドイツ・ノルトライン・ウェストファーレン（NRW）州と覚書の締結を目前にしている。ドイツの州と覚書を締結する意義が、本県の医療産業を発展させるためにすごく大きいのであろうと思うので、その点について説明願う。

また、年内に締結とのことだが、時期の見通し、そして、これは重大な締結であろうと思うので、知事が直接訪問して締結するなど、具体的なイメージを説明願う。さらに医療産業の育成・集積をするという観点からすれば、事業化した場合のその後のマーケティングや販路拡大など戦略としてあると思うので、それらの体系的な説明を願う。

医療関連産業集積推進室長

まず、締結の意義であるが、NRW州にはアーヘン工科大学、ルール・ボーフム大学及びケルン大学という非常に有名な医学系の大学があり、また同州には200社を超える医療機器メーカー及び2,000社を超える部品メーカーが立地している。

このような同州と覚書を締結することにより、医療関連産業分野で関連技術の高度化や経済の活性化、産業競争力の強化がますます図られると期待している。

次に、締結の時期であるが、6月初旬に商工労働部長が同州を訪問し、同州の経済部長と覚書の内容について協議を行ったところであり、内容については、ほぼ準備が整えられた段階である。締結時期については、同州の経済大臣と知事を想定しているが、スケジュールが非常に厳しいことから、なるべく早い時期に日程・行程を詰めることで了承を得ており、現在調整中である。

例えば本県では、今年の10月下旬に「メディカルクリエーションふくしま2014」を開催予定であるが、こちらにドイツからも来てもらい、日本国外にPRしてもらおう。あるいは本県からドイツにメディカという世界最大の展示会があるので、出展を支援することにより、販路拡大を支援していく。

丹治智幸副委員長

観光交流局長の説明について2つ聞く。

1つは、桃である。桃をタイやマレーシアに輸出拡大を図る。そしてシンガポールへも販路を開拓していく。当然、農林水産部との連携が必要であるとの答えになると思うが、観光交流局が担う戦略について説明願う。ミデッテにしても桃の輸出にしても、プロモーションの意味合いが大きいと思う。ミデッテで幾らもうけるという目標よりも、本県をどのように知らしめていくのかという中で、来館者をふやすという戦略だと思う。したがって、桃を輸出して幾ら売り上げるより、福島の桃のおいしさと安全性を知らしめるのがポイントであれば、シンガポールが、総理大臣同士の会談で輸入規制を外すという表明をして、そのタイミングに合わせてことしの夏に桃を持って行ってイベントをする。そのようなアイデ

アがあると思う。その後、民間事業者がどのようにこの輸出拡大を図っていくかというのが、観光交流局も担うが農林水産部が頑張るものと想像しているが、桃についてどのような戦略を図っていくのか。

#### 県産品振興戦略課長

桃の海外への販路開拓についてである。

生産は農林水産部が所管であるが、観光交流局で販路開拓する場合のプロモーションが大事である。タイの例では、3年目となるが、実際においしさを味わってもらうため、店頭でのプロモーションもしながら、現地では味わえない新しい味を実感してもらい、販路を広げていく。また、取り組みの中では、副知事によるトップセールスを行い、観光面とあわせて複合的に魅力の訴求を図り、浸透を図ってきた。

シンガポールについては、従来輸入停止等の規制があったが5月末にこの規制を緩和することが発表され、両国の事務方で具体的な緩和の内容や時期等を調整しているところだと聞いているので、情報収集に努めながら今後の検討をしたい。

#### 丹治智幸副委員長

プロモーションをする場合はタイミング、スピード感、規模などの合わせ技でやると思う。シンガポールを例に出したが、やるのであればことしのほうが好ましいし、それに向け実現を図ってもらいたい。

最後にDCについて聞く。

プレDCという意味合いは、局長説明のとおり観光客がたくさん来ることがとても大事であり、そのために実施するというはそのとおりである。

もう1つに、地域づくりがあると思う。地域から、地域の宝を3,000くらい募集して、それらを磨き直すことに力を入れて地域づくりをしていくのは、イベントをやって、後々本県にとってよいことになると思う。そのブラッシュアップを今の段階でどのように進め来年に向けていくのかというイベントにあわせた話と、その後について聞きたい。

また、DCを迎えるに際して、宮城県や秋田県、県内では会津などがそれぞれ経験したよい悪いなどの反省点を取り入れていると思う。それがあって今だと思うので、来年の本番に向け、実施する戦略、目標について改めて説明願う。

#### 観光交流課長

DC本番に向けた観光誘客に向けた戦略であるが、現在実施中のプレDCは、基本的に観光振興に向けた大きな種まきの時期と考えている。

局長説明のとおり、全国宣伝販売促進会議という、全国のJR関係者、旅行業関係者など600名程度をゲストとして郡山に迎え、その後エクスカーション（現地視察）として、現地で福島の地域にあるそれぞれの観光素材等を目にしてもらい、旅行商品の造成を働きかけた。

これらをもっと効果的に、旅行商品の造成や誘客につなげるため、本番DCに向け、これから首都圏その他の地方に向けてキャラバン、PRなどを継続して重ねていく。

地域の素材の磨き上げとして、今回のプレDCでは2,800くらい出してもらい、それらをガイドブックやホームページなどの形で全国に発信している。新たな素材の発掘とさらなる磨き上げを続けてもらうため、例えば地域住民によるワークショップ開催に対する支援、あるいは人に対する部分としてのおもてなし研修会など、地域でお客様を迎える体制をつくってもらう仕掛けをしながら本番に向かっていきたい。

全体的な目標であるが、DCによって新たな本県の魅力を発信することで、震災以降観光の数字は落ちているので回復させていきたい。明確な目標を今の時点で立てるのは難しいが、何とか震災前のレベルに届くように今後励みたい。

プレDCから本番DC、そしてアフターDCという形で3カ年継続して実施することで観光誘客の回復を図りたい。

次に、地域づくりの観点であるが、先ほど述べたワークショップやおもてなし研修会という形で、地域の方々がお客様を迎える体制をつくっていくことは、本県における観光面での地域づくりにつながるもので、積極的に支援したい。

## ( 6月27日(金) 労働委員会事務局)

宮本しづえ委員

5月の救済申し立てだが、どのような企業、業種においてこのような事案が起きているのか。

次に、労働相談が5月末現在で15件とのことだが、いわゆるブラック企業やブラックバイトと呼ばれる劣悪な状態で働かされていることが大きな社会問題となっている。この15件の中で同一企業に対する同様の相談が寄せられた事例はあるか。この15件の主な業種、また、どのような業種から相談が寄せられているか分析したものがあれば説明願う。

次長兼審査調整課長

1点目の不当労働行為審査事件であるが、業種としては、国の直轄除染作業工事に関する案件である。

2点目の業種であるが、さまざまな業種があり個別に何件という数字はない。相談事項も重複しており、30項目ほどある。その中で、経営・人事については、解雇や復職に関する相談、賃金については、例えば給料の天引きや時間外労働の割増賃金に関するものであり、そのほか年休に関する相談などが主なものである。

3点目のブラック企業やブラックバイトに関してだが、明確にそうだとわかる相談はなかったが、大きな社会問題となっていることから、そのような企業に対しては速やかな是正が必要と考えているので、相談があれば労働基準法等を所管している労働局や労働基準監督署に申告するための助言など適切に対処したい。

宮本しづえ委員

団体交渉拒否の案件は、除染作業に関するものとのことだが、主な内容は賃金未払いか。

次長兼審査調整課長

当該案件は、5月12日に救済申し立てがあったが、まだ公にできない部分もあることから差し支えない範囲で説明する。

申立人の主張は、国が発注した除染作業工事の下請会社の従業員が加入する申立人労働組合から下請会社に対し、特殊勤務手当（危険手当）の支払いを求めたが、支払いがなかったことから、元請会社である被申立人に対し、雇用主でなくとも元請として団体交渉に応じるよう申し立てたところ、被申立人がこれを拒否した。このため、労働組合法第7条第2号に規定する不当労働行為（団体交渉拒否）に該当するとして当委員会に救済を申し立てた事件であり、2件とも同じような構図である。

## ( 6月27日(金) 教育庁)

宮本しづえ委員

双葉郡中高一貫校について聞く。

教育の中で、双葉の人たち、子供たちを中心にどのようにふるさとを取り戻すのか、ふるさと創造学を重視しており地域の評価も高い。それを中高一貫校の中でどのように発展させるのか関心があり、地域の皆も期待していると思う。

県教育委員会が考えている学校のイメージと、これまで子供たちと一緒に培ってきたふるさとを取り戻すための取り組みがマッチングするのか気になる。教育長はどのように受けとめ、この案を作成したのか。

次に、双葉郡内とそれ以外の子供の募集については、アンケートをとりながら定数について検討したいとのことである。新聞報道等で7対3の割合が一応の考え方として示され固定化されている印象があるが、確認をしたい。

また、子供たちが今どのような学校を望んでいるか丁寧に聞いて、安心して入れる学校にしてもらいたいと強く願っており、そのような方向で学校の中身を検討してもらいたい。

教育長

来年4月に開校する双葉郡中高一貫校については、県教育委員会全力を挙げて取り組んでいるが、ここまで来るには、

双葉8町村もそうだが、双葉8町村の子供たちの意見を聞く場を小中高校生も含めて多く持っている。我々もその場に参加し、地域の思いを入れながら原案を練ってきた経過がある。

子供たちの意見、考えだけではなく、我々設置者の責任もあるので、県の方針、主体性の両方を取り入れながら現在進めている。これで決定ではないが、今後ともいろいろな情報を仕入れながら進めたい。

次に、募集定員の比率であるが、これから進路希望調査を実施していく。ビジョンの中では120名、3クラスとうたわれており、ビジョンはあくまで尊重するが、実際に子供たちの希望がどれくらいあるのか、我々もこのような学校であると情報提供をしながら、子供たちが希望、関心を持って入学してもらえるかどうか、随時情報収集しながら進めるので、枠はまだ流動的である。

古市三久委員

双葉郡中高一貫校について聞く。

いろいろな意見があり、賛成する人もいれば反対する人もいるが、つくることになった。双葉郡にあった富岡高校、大熊町の双葉翔陽高校、双葉高校及び浪江高校の4つの高校が一気になくなり1つの高校ができれば、財政的負担が軽減できるかどうかかわからないが、高校生一人当たりの財源、コストはどのように考えているのか。

財務課長

生徒一人当たりのコストだが、まだ具体的なソフトの部分は現在詰めている段階であり、現時点で全体の事業費がはっきりとしていないので、一人当たりには要する経費はまだつかんでいない。

古市三久委員

イニシャルコストとランニングコストがあり、イニシャルコストはほとんどが国からの補助金だと思う。ランニングコストは、ある程度は国としても、県が負担をしていく。税金であるから、どこでだれが負担するのかは同じであるが、国、県、市町村からそれぞれ負担する。

県内の普通高校、工業高校、商業高校、総合高校等、いろいろな種別の高校がある。課程ごとの生徒一人当たりのコストはどのようになっているか。

財務課長

課程ごとの一人当たりの教育費については、文部科学省が毎年調査しているが、高等学校の中で学科ごとの分類にまではなっていない。普通科で幾ら、工業科で幾らではなく、高等学校で生徒一人当たり幾らという資料はあるが、今手元にないので、別途回答したい。

古市三久委員

資料がないとのことだが、つまり普通科、工業科、商業科など学科別の資料はつくっていないということか。そのような資料は絶対に必要である。普通科より工業科は設備費などでコストがかなりかかる。

そこで、この中高一貫校を見ると、大学受験を目指す普通科、工業系、あるいは福祉系など総合的に学べる学校となっている。したがって、他校に比べて非常にコストがかかるので、県は財源の手当てをしていかななくてはならないと考える。

一方、高校数は少なくなるので、教員も含めて融通性が高まる。それらを見越して財源、コストを考慮しなければならない。県内全体の高校の問題ではあるが、少子化の中で考えないと、学校をつくったものの問題が発生してくると思うので、イニシャルコスト、ランニングコストについて明らかにしてもらいたい。

財務課長

必要となるコストについては、分析する必要があるので、時間をもらい整理したい。

また、先ほどの生徒一人当たりの教育費だが、平成24年度地方教育費調査によると、高校の全日制課程で126万9,000円である。

古市三久委員

それは全部を含めた平均である。

県が、普通高校、工業高校、商業高校など、高校ごとの教育費についてしっかりと分析する必要があると思うので、来年か、ことのできるのかはわからないが分析してもらいたい。

財務課長

今ほどの件については、どのような整理ができるかの検討も踏まえながら進めたい。

三村博昭委員

議案説明資料、教6ページに4億5,901万2,000円の補正増との説明であった。平成26年度累計の2,070億5,421万1,000円の金額と、予算説明資料99ページの第10款教育費の2,166億1,480万6,000円の違いはなぜか。

財務課長

予算説明資料99ページの教育費の中には、総務部所管の大学費と私立学校に関する予算が含まれている。

三村博昭委員

4億5,901万2,000円の補正額は、予算説明資料99ページのどの項に該当するのか。

財務課長

99ページは財源更正を行ったものの資料であり、今回の補正額は同じ資料の33ページにある。

三村博昭委員

了解した。

次に教2ページ、双葉郡中高一貫校の改築工事、備品等で4億1,992万2,000円計上されているが、これは当初予算では見積もることができなかったのか。

財務課長

当初予算編成のときは具体的な数字を算出することができなかったため、今回補正をお願いするものであるもので、理解願う。

三村博昭委員

何を準備していたのか、今ほどの説明では理解しがたい。

本県、双葉地方にとっては画期的な新たな教育制度の取り組みであることから、本来であればもっと細部にわたった検討があってしかるべきであり、その上で予算がつくられるべきだと思うが、どうか。

高校教育課長

委員指摘のとおりだが、来年の開校に向け購入すべき備品、教材関係については、昨年末からとし初めに向け、文部科学省と国庫で手当てしてもらえるものについてずっとやりとりしてきた。そのため、当初予算に計上するまでの時間の余裕がなかった。

三村博昭委員

教育長の説明の中に双葉郡中高一貫校の説明があり、加えて高校教育課長からも説明を受けたところである。

中高一貫となると、当然ながら中学校も高等学校のあり方についても同じ体制の中でなされると思うが、説明資料は、高等学校の生徒を対象とした資料であると認識した。

中高一貫校ということで平成27年4月からスタートするというのであれば、当然ながら中学校にかかわる教育方針も考えが定まっていると思うが、中学校の考え方を説明願う。

高校教育課長

資料のランドデザインの中にも記載が多少あるが、来年度の開校に当たっては、まずは連携型での中高一貫教育を進めたい。

具体的には、まず、ふるさと創造学の取り組みが今年度から双葉郡内の小中学校でスタートを切った。先般担当している小中学校教諭の研修会があり、県教育委員会の担当者も出席し情報交換した。小中学校の取り組みの成果を高校にどのようなにつなげていくのか、これから来年度の開校に向けてさらに検討を進めたい。

次に、授業等であるが、現在双葉郡内の中学校が県内各地に分散して活動しているので、例えばテレビ会議システムを使って、中学校と高校をつないだ生徒同士の交流や、高校の教員が中学校の生徒に向けて授業を行うことなどをこれから検討していきたい。

今後、双葉郡内の既存の中学校と新しい高等学校をどのようにつないでいくのかは、双葉8町村の方々とこれまでも協議してきているが、引き続き協議してどのような形での一貫教育がベストなのか検討したい。

三村博昭委員

検討中とのことであるが、いつごろまとまる予定か。

高校教育課長

連携型の教育内容については、来年度の開校までにしっかりと詰めていきたい。

ただし、双葉8町村では併設型による中学校の設置をビジョンの中で記載しているので、それはこれからも継続して協議を進めたい。

三村博昭委員

高等学校の視点からの説明を受けたが、中学校は義務教育である。義務教育の視点からの説明を願う。

義務教育課長

中高一貫校は、県立で設置するとなれば、教育庁の組織としては高校教育課が担当である。当然、中学校をつくるとなれば、義務教育の範疇なので、教育課程や教員の配置などは義務教育課が責任を持ってやっていきたい。

三村博昭委員

方向性や地域教育計画が当然つくられると思うが、それらにはどこまで関与するのか。

義務教育課長

中高一貫にかかわるさまざまな会議、協議会等があるが、当然、義務教育課としてもその会議のメンバーに入って意見を述べるなどして参加しており、今後も同様にしていきたい。

三村博昭委員

今ほどの説明は、それぞれの市町村も認識は共通にしていると理解してよいか。

義務教育課長

双葉8町村の教育長との協議会も数多く開催し、意見交換している。

三村博昭委員

意見交換しているとのことだが、各市町村も説明内容を認識しているか。

教育長

平成27年4月から連携型でスタートすることは、双葉8町村の教育長、首長に理解をしてもらって、原案をまとめているところである。

古市三久委員

中高一貫校について聞く。中学校で行う総合学習（ふるさと創造学）の目的は何か。

高校教育課長

双葉地域を離れて生活している双葉郡の子供たちが、地域の歴史や文化を改めて学び直すところからスタートし、さらに地域の復興・再生のために自分たちが何をできるのかに到達点を見出す学びの時間と捉えている。

小学校、中学校、高校とそれぞれの発達段階があり、例えば高校であれば双葉郡の各町村から生徒が入学するので、ある程度広いエリア、双葉郡全体あるいはふるさと福島というところまで視野に入れながら、学習することもできると思う。

古市三久委員

それは、双葉郡の学校に限らず、県内全ての学校で実施すべきである。とりたてて双葉郡内の小中学校でやるに当たり、

もっと特別な何かがあるべきと思う。

入学者選抜について、I期選抜と連携型選抜があるが、最初から分かれるという理解でよいか。

高校教育課長

選抜については、示したとおり2つの型に分けて考えている。

古市三久委員

そうではなく、双葉郡の中学校は連携型となっていて、I期選抜は双葉郡以外の県内外中学校となっている。つまり、初めから地域で分けるということか。

高校教育課長

そのとおり、地域により分けた選抜をしていきたい。

現在も連携型の中高一貫教育をしている市町村がある。例えば、相馬市、南会津町、埴町及び富岡町で、その町にある高等学校と町内の中学校との連携型による教育を行っているところは別枠で選抜している。

古市三久委員

双葉郡内は、連携型の中学校から入学する場合に、双葉郡以外の中学校から入学する場合と比較して何か有利なことがあるなど、違いは考えているのか。

また、双葉郡はふるさと創造学を学ぶが、それが高校に入ってから生かさないといけない。そして、双葉郡の復興のために人材を育成していくということにつながっていくのではないと思うが、双葉郡以外の県内の中学校の生徒は、それらが全く関係なくやっていくのか。

高校教育課長

双葉郡内の中学校に在籍している生徒にとって、有利になるかどうかは別な問題である。

今後の進路希望調査によって、定員を何名程度と分けたいと考えており、それぞれの枠の中での選抜を行い、選抜方法も連携型とI期とそれぞれ設けたい。調査書のほか、面接、小論文、作文や実技等により行うが、その具体的内容については、今後、別にするか同じものにするか検討したい。

次に、ふるさと創造学だが、双葉郡以外の中学校から入学する生徒もおり、その子供たちにとっては双葉を知る初めての機会である。震災によりダメージを受けているエリアの勉強をするのも非常に大事なことだと思う。そこから福島県内、ふるさと福島のことを学ぶ機会として、そうした時間を設けるのは極めて意義のあるものと認識している。

古市三久委員

結局はこれからいろいろと検討することだと思うが、選抜については双葉郡内と郡外で差はないと考えてよいか。

高校教育課長

そのとおりである。

古市三久委員

とりたててふるさと創造学などを分けて記載する必要はないと思うがどうか。分けて記載すると、それぞれで選抜して、双葉郡内の子供たちは上に行くこととふるさと創造学を勉強する。双葉郡以外は余り関係ないともなりかねない。

ふるさと創造学は、よい悪いの議論はあるが、双葉郡中高一貫校をつくるキャッチフレーズであると思う。全体的にふるさとを勉強して、なぜ自分がそこで生まれ育っていくのかということと、今過疎で地元に残らないという子供たちがふえているので、自分たちが生まれ育ったところをよく勉強して、そしてそこでずっと生活していくことについて学校で教育するのも非常に大事な問題である。

ふるさと創造学というのであれば、それぞれのふるさとをどのようにしっかりと勉強していくのか考えてもらいたい。

この中高一貫校は、双葉郡が被災して人がいなくなったところに、いかに子供たちを呼び寄せて、将来の双葉郡を再生させていかに大きな目的があると思う。そうであれば、もう少し違う学校のあり方も考えられるので、しっかりと検討する必要があると思うが、どうか。



## 教育長

入学してからは、連携型も I 期選抜も全く同じである。その中で自分たちの進路希望に応じた学習をすることになる。

なぜ連携型を分けているかと言うと、双葉 8 町村の中学校と高校が連携していく中であって、教員のいろいろな交流も含め、大きな目玉はこのふるさと創造学である。既に小学校から始まっているが、子供たちは物心ついたときには避難していて、自分たちが生まれ育った双葉というものをどういうところであったか思い出せない、わからないという子供たちも多くいる。

また、双葉のいろいろな伝統芸能などに親しむときに、このようなすばらしいものが私たちのふるさとにはあったのかと、離れた地でそれらを見る機会があるので、自分たちのふるさと、離れた場所でもよいからそのようなことを学んでいく。

そして、いずれ戻ったときには、ふるさとを復興、再生させるという思いを強くしてもらいたいということでのふるさと創造学である。もちろん双葉だけではなくて福島県内がふるさと福島であるので、そのような思いでこの学校はやっていきたい。

サテライト校については、現在少ない人数でやっているが、学校の教育実践が大きな成果を生むことができない状況にあり、ある程度規模の大きな学校にすることで部活動を初め、いろいろな面で集団活動ができるようになるので、中高一貫の大きな学校にして、より大きな教育実践ができると考えている。

将来的に、もしかしたら戻れるような状況も出てくるかもしれないので、今のサテライト校は来年度から募集停止にするが、2 年間は存続する。その後は休校という形をとるが廃校ではない。いずれ帰還状況、町の復興状況を見ながら双葉の高校のあり方は引き続き検討していく。

## 宮本しづえ委員

今ほどの議論の中で、小中学校でふるさと創造学を一貫して連携してやってきており、それを高校につなげていくことなので、基本的には双葉の中学生が中高一貫校の入学を希望した場合、全員の入学を保証する形で定員を検討していくと考えてよいか。

## 教育長

選抜は、I 期選抜でも連携型入試でも合格を約束するものではない。そのために学校の調査書、小論文、実技試験等の試験を実施した上で、この学校でこの生徒はやっていけるのかという判断のもとに合否を決めていくので、双葉郡の生徒であれば全員入れるということではない。

## 宮本しづえ委員

そこが微妙なところであり、サテライト校は募集を停止するのであるから、それ以外の双葉郡にかかわる高校に入りたいたいと思っても選択肢はない。双葉郡の高校に入ろうと思ったらここしかない。

そのような学習をしてきたふるさとを担っていく子供たちを、人材となるよう育成していくと考えるならば、選抜だから教育長はそのように答弁するしかないであろうが、極力希望者が入学できるような定員の設定、まだまだ幅があることなので、検討するよう要望する。

次に、盲学校の継続費について、前倒しで行わなくてはならない事情ができたとの説明であったが、その内容について説明願う。

## 施設財産室長

盲学校の校舎改築工事であるが、改築予定の建物を今年度解体し、解体した建物を来年度にかけて新築するという工事の大きな流れで進める計画となっている。

このうち、給水、電気等の設備関係の配管について、次年度新しい建物を建てるときに、既存で使用しているものを切り回し、つけかえる工事を次年度に予定していたが、設計を組むための調査の段階で、この切り回しを、新築を待つのではなく、解体と並行して行わないと、残る建物につながっている部分に支障が出ることが判明し、次年度新築時に行う予

定だったものを、今年度の解体と同時に行うものであり、既存校舎に影響を与えないためである。

宮本しづえ委員

高校無償化の制度が変わり就学支援金の申請が必要となった。ほぼ申請は終わっていると思うが、時期的に申請の状況がどうなっているのか説明願う。

また、申請漏れがないような対策が必要であると思うので、その対策がどうなっているのか聞く。

財務課長

授業料無償化の見直しに伴う就学支援金の手続の現在の状況であるが、各申請を希望する家庭から学校に提出され、学校で審査を終えて現在本庁で認定作業に入っている。

申請漏れについては、勘違いをしているところがないか学校で慎重に適切に対応して、漏れがないよう提出してもらっていると認識している。

宮本しづえ委員

保護者からの提出期限はいつまでであったか。

財務課長

4月末までに必要書類を学校に提出することとなっていた。

宮本しづえ委員

910万円の収入を超えると授業料が発生する心配があるので、漏れのないよう慎重に審査をしてもらいたい。また、超える事例をどうするかという問題は、制度なのでやむを得ないが、不平等なので引き続き見直しを求めるよう意見として述べる。

次に、授業料無償化がなくなり、各世帯の生活状況は決してよくない。そこで、保護者負担をどのように軽減するのか、教育委員会としてもっと真剣に検討すべきと思う。

先日、私に相談した方は母子家庭であった。今、市内のある高校では重油代として年間5,600円ほどクーラーの電気代を保護者負担としている。保護者負担を解消するため、県として何とか考えてもらいたいとの要望を受けた。なぜ、学校の維持管理に必要な経費としないのか。学校の維持管理費は、ここ5、6年間はほとんどふえておらず、むしろ10年間で見るとずっと減っている。この部分はもっとふやして保護者負担を軽減する方向で本格的に取り組むべきであるが、どのように考えているか。

財務課長

保護者負担が発生する1つの要因として冷房装置の設置があるが、県立学校の普通教室については県で対応しておらず、必要と判断している学校のPTA等の団体で対応している。基本的に県立学校の普通教室に冷房は設置しないという考え方は変わっていない。

どのような負担が適切かは、その維持管理経費を徴収する各団体の判断となる。

宮本しづえ委員

義務教育においても、今年度からクーラーを設置する学校、市町村がふえる。県立学校はこれまで先行して実施していたこともあり、恐らくそのような対応をしてきたであろうと理解していたが、義務教育でもそのような流れになってきているので、県立高校の扱いも同じように学校管理費で見るとを検討すべき時期であり、今までとは違う対応をする必要があると考えるが、どうか。

財務課長

同じ答弁で申しわけないが、夏の暑い時期は休業期間中であり、子供たちが学校の図書館等で過ごす場合があるため、図書館等は県でエアコンを設置して過ごせるように環境は整えているので理解願う。

杉山純一委員

先日、本委員会で川口高校を調査、視察した。私の選挙区でもあるので、入学式、卒業式に出席させてもらっている。

小規模校であるが一生懸命頑張っている。校長先生も入学生をふやすべく、各学校を回ったりしている。

寄宿舎も視察したが、県有施設は古くなっている。金山町で用地も含め整備した新しい建物も見せてもらった。町にはよいものをつくってもらったと思うが、教育長としては、町の取り組みをどのように認識しているか。

教育長

川口高校は、町にとってなくてはならない大切な高校である。それが少子化により年々生徒数が減少している。町全体で高校に対する支援、寮だけではなく、生徒募集の段階から、県と一緒にやってもらっている。

今回、町のような努力も実り、生徒数も大幅にふえた。生徒数がふえたことにより県の寄宿舎だけでは少し足りなくなるので、今度は寮まで町に負担してもらい子供たちの面倒を見てもらっている。

特に土日、大抵は親元に帰るように指導しているが、部活動やいろいろな理由で帰宅できず寮にとどまる生徒もいる。これまでは民宿等をあっせんしてきたが、今回町の寮ができたので、そちらに世話になっているのが現状である。

県としては町に本当に感謝しているが、それだけでもいけないので、県の寮も常時見直し、古くなったところの修繕等はしている。今後とも町と協力しながら、川口高校の発展のために県としても取り組んでいきたい。

杉山純一委員

少子化により子供たちも少なくなり、生徒数も少なくなってきた。このままだと分校、廃校になってしまうという中で、危機感を持って金山町が協力しているというのが現状である。ほかにも同じような地域があると思う。これはありがたいことであるが、やはり県、町の区切りは必要である。

町では子供たちに入学してもらおうべくいろいろな支援をしているが、それを目的に入ってくる子供はいないと思う。学校に魅力があって、学校に入りたくて入学してくるのが一番望ましい。町の協力はありがたいが、県が設置する高校なので、ある程度のけじめをつけて、しっかりと考えていかなければならないのでよろしく願う。

他の寄宿舎についても、基本的に土日は帰宅することとなっているのか。

高校教育課長

原則的にはそのように考えているが、例えば、田村高校は体育科があり部活動等に取り組んでいるので、別途舎監を置いて対応している。

杉山純一委員

県内といっても本県は広いので、なかなか家庭の事情で帰れないところもあるので、川口高校では前から要望していたと思う。それがかなわないことから、あのような形になっていると思うが、学校とよく話をしながら協力するよう要望する。

それからもう1つ、学校敷地内は禁煙となっていると思うが、以前も、学校内でたばこが吸えないため、校門のところでたばこを吸っていて見苦しいので改善を求めた経緯がある。その対応、対策は、現在どのようになっているのか説明願う。

高校教育課長

県立高校については、委員指摘のとおり敷地内禁煙で進めている。それぞれの学校において適切に指導されているものと認識しているが、そのようなことがないよう、引き続き各学校に対し指導していきたい。

杉山純一委員

そのような認識であるからならず、いまだにある。我々が現状の見苦しい姿はなくすべきだと申し入れしているのだから、そういうものだと認識しているとは、余りにも無責任である。校門付近での喫煙は非常に見苦しい。空き教室がないところもあるだろうが、空き教室があれば喫煙室を設けることも考えるべきである。この中で何人がたばこを吸うのかわからないが、非常に肩身の狭い状況になっているのは間違いない。ただ、喫煙を楽しみにしている方もいるわけであり、そのあたりはよく考えてやらないと、吸うところが校門くらいしかなくなってしまう。

先ほどの川口高校の例で言えば、国道252号から上がすぐ敷地になってしまうが、あそこまで行ってたばこを吸うのは

大変である。各学校でいろいろな状況があるので、よく検討してもらいたい。

#### 教育長

敷地内の全面禁煙については、平成17年度くらいから始まった。これはたばこの害を子供たちにきちんと教える、大人たちが身をもって示すということで、教育の一環でやっている。ただ、先生たちが、休憩時間のたびに校門に集まることは、私のいた学校でもあった。その都度、先生たちには注意をしたが、これは嗜好の問題であり「たばこをやめろ」とは言えず、生徒のいるところでは吸わないようお願いしてきた。

敷地内の禁煙については、いろいろと意見もあることから検討はするが、多分敷地内禁煙をやめることはなく、どのような形で先生たちに喫煙してもらおうか考えたい。

#### 杉山純一委員

現時点では仕方がないが、本県独自の状況だけではなく、他県の状況も調べながら、よい方法があれば検討してもらいたい。

#### 古市三久委員

高校でたばこの禁煙を教育していると思うが、今脱法ハーブの問題がある。県教育委員会としては、高校生への薬物に関する学習について、年間に何時間授業をするなど、どのような啓蒙をしているか。

#### 健康教育課長

薬物乱用の話の観点から、小学生から高校生まで、薬物乱用防止教室などを開催し、教員の指導に加え、例えば学校薬剤師などを招いて、脱法ハーブだけではなく、健康に害があるもの、病気予防及び健康増進の観点から健康教育を進めている。

各学校では、例えば学級活動、小学生であれば特別活動の時間、中学・高校では保健体育の時間があるので、その授業の中で取り上げている。

#### 古市三久委員

おおむねやっているとのことだが、例えば各学校において、保健体育で外部講師を呼んだり、保健体育関係の教諭が教育をすると思うが、年間当たり何時間ということで、全ての学校が実施していると考えてよいか。

#### 健康教育課長

中高の保健体育の教育課程の中で扱うこととなっており、1年間の保健体育のうち、特に保健領域の方で扱うこととなっている。

#### 古市三久委員

県内では、子供が検挙された事例はまだないと思う。先生も、ほかではあったが県内ではない。

いわき市は覚醒剤等の犯罪がとても多いので、地域ごとにめり張りをつけてしっかりやってもらいたい。

いろいろな人から話を聞くと、警察ではわかっているが、検挙すると問題となるので検挙しないそうである。その辺についても、県教育委員会を挙げてやってもらいたい。

次に、ふくしまっ子自然体験・交流活動支援事業について、この自然体験の概念を聞く。

#### 社会教育課長

主にハイキングや登山など、自然の中で体を動かして活動してもらうことを念頭に置いている。

#### 古市三久委員

ことは新しい予算がついて、県内外で利用できるような要綱も、以前のを発展的に解消して新たなものとなった。これは、子ども・被災者支援法関係で国からの財源措置が拡充されたことも大きいと思う。以前は県内だけであったのが、県外にも拡大された。

補助対象については、依然として同じパターンでやっているのだから、利用者からすれば非常に使い勝手が悪い。社会教育団体等でないと利用できず、また、旅行会社を通じないと利用できない。ルール、基準はあって当然だが、もっと使い勝

手のよいルールをつくって、しっかりとした団体であれば利用できるようにしてもらいたい。旅行会社を通さないといけないという点がよくわからないが、金が後から来るため、ある程度の金を持ってないといけないので、旅行会社等が担保するから利用できるとのことである。もう少しいろいろな団体が利用できるよう、見直しをしてもらいたい、どうか。

また、この事業を県外で利用する場合、宿泊施設は限定されるのか。

#### 社会教育課長

1点目の補助対象であるが、現在は要綱上、旅行業者と市町村となっている。そのほか、実際に利用する団体としては、社会教育団体、例えばPTAやスポーツ少年団、さらにはNPOなどがある。

4月8日に、ふくしまっ子自然体験・交流活動支援事業についての説明会をこし初めて開催した。そのとき、初めて県外から30ほどのNPO団体の参加があり、説明をした。その後、本県伊達市と新潟県見附市との交流活動が行われ、非常に高い評価を得ている。その折、伊達市の学校が新潟県のどの学校と交流したらよいかというときに、NPO団体が間に入り、新しい学校を紹介してもらって、非常に価値のある活動ができた例もあるので、今年度、NPO団体の本事業に対するかかわりには注視していきたい。

2点目の宿泊施設であるが、特別な縛りはないので、自然の家でも民間施設でも構わない。

#### 丹治智幸副委員長

教育庁がどのようにかかわるかという視点で2点聞く。

1点目は高校生である。

スマートフォンや携帯電話を利用することで犯罪に巻き込まれる場合、犯罪を起こす場合もそうかもしれないが、巻き込まれた場合に、教育庁が使い方や教えていなかったのが悪いとか、持ってきた学生が悪いとか、持ってくるなどと言わなかった教育庁が悪いとか言われることがある。犯罪が起ってしまった場合には、教育庁に責任や、起こる前に指導しなくてははいけなかったという責任があるかもしれない。義務教育ではないので全く責任がないのかもしれないが、教育庁のかかわりについて確認したい。

2点目が、学校給食である。

今回の本会議でも県内産を何%使ったらよいのではないかと質問があり、使用割合を高めるとの答弁があったが、実際には県教育委員会に学校給食の現場がないので、何%にするといっても努力目標だけなのかもしれない。その際に、いろいろな補助金を使って、割合を高める努力をしているのかもしれないが、恐らく何%にするという目標があっても、それに向かって実施する補助メニューが合っていないと思う。そもそも何%という目標を県教育庁が設定すること自体が間違っているとも思うし、40%が間違っていて100%が正しいのだとすれば、補助メニューをそれに合うようにしなければならない。現場がない県教育委員会が、どのようにしてそれを高めていくのか。その都度、答弁などで「頑張ります」「連携してやります」「このようなメニューがあります」など説明を受けるが、現実とのギャップがあり過ぎると思うので、教育庁のかかわりを説明願う。

#### 高校教育課長

スマートフォンや携帯電話等により犯罪に巻き込まれた場合の対応であるが、これまでもあらゆる機会を通じて、このスマートフォン等の使い方については指導してきている。ホームルームはもちろん、場合によっては携帯電話会社等から講師を招いての安全な使い方の講習会を行っている。

各学校で、使い方に関する指導とともにルールを設けている。学校の中で一切携帯電話等を出してはいけないとしているところなど、各学校ごとにルールを設けて、あらゆる機会を通じて指導しているところである。一番大事なことは自分の身は自分で守るということで、安全な使い方に関する指導を続けていかななくてはならないと考えている。

#### 健康教育課長

学校給食の県産物の活用割合について、平成32年度に40%を目指すことについてだが、なかなか割合が高まらない原因を探りながら、その原因を取り除く取り組みを進めている。まずは安全・安心という観点、もう1つは、震災前も学校給

食はある一定程度の規格のものを大量に必要とすることが、1つの大きなネックとなってきた。地域のもので、特にセンター給食などの場合は、非常に多くの食材が必要である。

そこで、どうしたらよいかということで、今、あるところで取り組んでいるような一次加工、地元でとれたものと同じような規格に一次加工してしまう。そうすると、一次加工しているある程度数まとまった地域のもので、容易に学校給食に取り入れられる。そのような取り組みなどを、今年度も市町村で学校給食担当者を集めた会議などで紹介し、そして生産者と一体となった取り組みができるように進めている。

丹治智幸副委員長

スマートフォン、携帯電話だが、教育庁でかかわっていくのであれば、このような事例があつてこのような殺人事件に巻き込まれたとか、現実の悪いニュースを教えればよい。

次に、学校給食であるが、教育庁がそのような目標を定めて、各市町村が実施している事業に対して介入していくのであれば、もっと手厚い補助や細かい指導をして手当てしないと、恐らく現場任せになり、目標は達成できないと思う。学校給食は市町村が実施主体なので、そこに全部任せるとも1つの手であり、教育庁が活用割合を言う必要はないとも思う。教育庁がかかわるのであれば、もっと強力な指導と強力な財源の裏づけがないといけない。かかわっていくのであれば、現実をクリアする営みをするのがよいという意見を持っている。

長尾トモ子委員長

それでは、丹治副委員長からの意見ということだが、今高校生が事件に巻き込まれることも多いので、本当に真剣に考えなくてはならない。LINEなどを使って、いろいろな情報交換などが行われているだけに、しっかりとやっていく必要があるのでよろしく願う。

宮本しづえ委員

原発事故からことしで4年目に入るが、高校でまだプールを実施していない学校がある。県北の高校でも実施していない。これまで再開できなかった理由がどこにあるのか。早期に授業が再開できるような対策をとるべきだと思うが、今の取り組み状況を聞く。

健康教育課長

高校の学校プールであるが、今年度は未実施校が8校ある。

宮本しづえ委員

ことしもやらないのか。

健康教育課長

プールの授業については、保健体育の中で選択科目となっている。小中学校においては、体育の中で必ずプールの授業をやることになっているが、高校においては、各学校の教育課程の中で実施する位置づけかどうかで異なる。プールがないところはもちろんできないが、あつても古くて使えないところもあつたり、また、選択制なので、学校の教育課程の中で実施するものとして位置づけられていない場合には、取り扱っていないところもある。

宮本しづえ委員

選択制だからやらなくてもよいことにはならない。やりたい高校生はたくさんいる。なぜ、あるものが使えない状況なのかの問題である。多分掃除がきちんとできていなかったり、プールの底にたまった沈殿物を流せない状況があり、それで使えないのではないかと心配している。そうであれば、その対策を県としても支援して、早く使えるような状況にすべきである。

選択するかしないかの問題ではなく、今ある施設がきちんと機能するために、どのような支援が必要かを検討すべきではないか。今の説明では、そもそもプールがなくてもよいとなってしまうが、そのようなことはあり得ない。

このことについて、どのように考え、どのように支援するか。

施設財産室長

除染の面から説明すると、学校のプールも当然除染の対象となっている。昨年度も、震災前から使っておらず、水も抜いてなかったのが震災前からの水が残っている学校もあったが、そこはきちんとした除染の流れの中で対応している。水も下にたまっている沈殿物も処理した上で、定められた除染のやり方にのっとり除染をしたところ、使える状態になった学校が県北地区の高校の中にもある。

したがって、放射線関係の影響は、それほど大きくないと思う。きちんと除染してもとの使用できる状態にする枠組みができて進めているところもあるので、あとはそれを利用した上で、教育課程の中でプールの授業をどうすべきかという判断の問題となる。今後とも、除染についてはきちんと対応していきたい。

宮本しづえ委員

学校のプールはきちんと除染のルールにのっとりやっているということであれば、なぜ8校はことしもプールの授業をやらないこととなったのか。除染との関係ではなく、別な理由で実施しないということか。

健康教育課長

施設財産室長からの説明のとおり、昨年度は、まだ水が残っていたため、それをどのようにきれいに除去するか取り組んできたところであるが、残っている8校についても、放射線の関係よりは、むしろ教育課程の関係で実施しないところもあり、また、実際にプールが使用できないところもある。そのほか、除染計画上、周囲との関係で、プールサイドの除染がおくれているところもあると聞いている。

